

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組む事ができます

両立支援等助成金

(柔軟な働き方選択制度等支援コース)

育児期の柔軟な働き方に関する制度等を導入した上で、
「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により制度利用者を支援した中小企業に助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれかに該当する雇用保険の適用事業所の中小企業事業主

- 次のいずれかの育児を行う労働者の柔軟な働き方を選択できる制度のうち、2つ以上を導入すること
 - 始業終業時刻の変更等
 - フレックスタイム制：日々の始業・終業時刻や労働時間を労働者が決定できること
 - 時差出勤制度：始業・終業時刻の1時間以上の繰り上げまたは繰り下げができること
 - 育児のためのテレワーク等
自宅等での勤務を可能とする勤務日の半数以上利用可能であることや、時間単位で利用可能であること
 - 短時間勤務制度
所定労働時間を1日1時間以上短縮6時間とする以外の短縮時間も利用可能であること
 - 保育サービスの手配・費用補助制度
労働者の子に対する一時的な保育サービスを手配し、当該サービスの利用に係る費用の全部または一部を補助すること
 - 子の養育のための有給休暇
 - 子の養育を容易にするための休暇制度：有給、年10日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度であること
 - 法を上回る子の看護休暇制度：法定の子の看護休暇制度を上回るものとして、有給、年10日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度であること
- 「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」(※)により、柔軟な働き方に関する制度の利用および利用後のキャリア形成を円滑にすることを支援する方針を社内周知すること

※育児を行う労働者が、柔軟な働き方に関する制度の利用や利用終了後のキャリア形成を円滑に行うことができるようにするため、事業主が労働者ごとに作成する計画
- 助成金の対象労働者(制度利用者)と面談を実施し、「面談シート」に記録すること
3. の面談結果を踏まえ、制度利用者の「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」を作成すること
- 制度の運用開始から6カ月間で、柔軟な働き方を可能とする制度を、一定の基準以上利用させること

受給内容

- 制度を2つ導入し、対象労働者が制度を利用した場合：20万円
- 制度を3つ以上導入し、対象労働者が制度を利用した場合：25万円

※1年度5人まで

※育児休業等に関する情報公表加算(1回限り、2万円)の適用あり

取り扱い機関

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)